

(令和6年3月15日発表)

## 本市初の学校法人との包括連携協定の締結 (学校法人静岡理工科大学)

◆ アピールポイント	<p>◆ 大学、専門学校、高等学校など、多様な学校を持つ学校法人静岡理工科大学と<u>地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを目的とした「包括連携に関する協定」</u>を締結します！</p> <p>◆ 本市の DX・BX・GX 推進や、教育・人材育成に関する事業を、連携して進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【市長の出席 有】</p>
◆ 日 時	<p>【包括連携協定 締結式】</p> <p>令和6年3月22日(金)15時10分～15時30分</p>
◆ 場 所	静岡市役所 静岡庁舎 新館8階 市長公室
◆ 出 席 者	<p>◆ 学校法人静岡理工科大学 理事長 杉浦 哲(すぎうら ひろし)</p> <p>◆ 静岡市長 難波 喬司</p>
◆ 内容 など	<p>【協定における連携項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業振興、産学官連携など地域経済の発展に関すること</li> <li>2 DX 推進に関すること</li> <li>3 BX 推進に関すること</li> <li>4 GX 推進に関すること</li> <li>5 教育、人材育成に関すること</li> <li>6 まちづくり及び地域振興に関すること</li> <li>7 文化・観光振興、国際化に関すること</li> <li>8 その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること</li> </ol> <p>【学校法人静岡理工科大学について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡理工科大学の他、静岡デザイン専門学校、静岡産業技術専門学校など、多様な学校種を 12 校持つ学校法人</li> <li>・令和6年4月、静岡市葵区御幸町再開発ビル「M20」内に、静岡理工科大学の情報学部サテライト研究室、静岡デザイン専門学校、地域と教育をつなぐ地域協働センター機能を集約した「SISTグループ静岡駅前キャンパス」をオープン</li> </ul>

別紙資料 有

当日は、ぜひ取材をお願いいたします！

## 【お問合せ】

- ◆企画局 企画課 移住・事業推進係(静岡庁舎 9 階)
- ◆担当：篠原、大澤
- ◆電話：054-221-1240

# 学校法人静岡理工科大学と静岡市との 包括連携に関する協定締結式

日時 令和6年3月22日(金)  
15時10分～15時30分  
場所 静岡市役所 新館8階 市長公室

## ～ 式次第 ～

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 協定署名
- 4 写真撮影
- 5 質疑応答
- 6 閉 会

静岡市長 難波 喬司  
学校法人静岡理工科大学 理事長 杉浦 哲

## ～列席者～

### 静岡市

市 長  
企画局長  
経済局長  
デジタル統括監  
市民局長  
観光交流文化局長

難波 喬司  
松浦 高之  
稲葉 光  
澤山 義典  
市川 靖剛  
望月 哲也

### 学校法人 静岡理工科大学

理事長 杉浦 哲  
常務理事 藤浪 和夫  
静岡理工科大学学長 木村 雅和  
静岡デザイン専門学校校長 久保田 香里  
地域プロデューサー 荒木 茂  
地域プロデューサー 喜多 隆介

## 静岡市と学校法人静岡理工科大学との包括連携に関する協定書（案）

静岡市（以下「甲」という。）と学校法人静岡理工科大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野の調査・研究・実施に関して連携及び協力するものとする。

- （1）産業振興、産学官連携など地域経済の発展に関すること。
- （2）DX推進に関すること。
- （3）BX推進に関すること。
- （4）GX推進に関すること。
- （5）教育、人材育成に関すること。
- （6）まちづくり及び地域振興に関すること。
- （7）文化・観光振興、国際化に関すること。
- （8）その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときには、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結を証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年3月22日

（甲）静岡市長

（乙）学校法人静岡理工科大学

理事長